

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局	(27年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>【指摘 12】</b> (台帳間の整合性の確認について)</p> <p>公有財産の所管課は仙台市公有財産規則の定めにより公有財産台帳を作成する必要があるが、他方、建設局は都市公園法に基づき都市公園台帳を作成することを求められており、建設局では都市公園台帳を以て、公有財産台帳に替えている。</p> <p>財政局では仙台市公有財産規則の定めにより総括台帳を備えており、建設局からの異動報告書を基に、総括台帳を加除修正しているが、現在の両者の建物の台帳には、大きな差異が発生しており、台帳の信頼性に欠ける状況である。一旦、残高ベースでの棚卸を行って、現状にあった正しい台帳を整備しておく必要がある。</p> <p>また、動物公園年報に記載している構造物（管理施設及び飼育施設）についても、前述の都市公園台帳と照合したところ、施設名や構造、及び延床面積に整合性がとれていないことが確認された。同年報も動物公園の公報であるから、定期的に見直す必要がある。</p> <p>今後の改善のためには、施設名やその記帳単位について、それぞれの担当者間で共通認識するとともに、異動報告書に記載する場合も、その単位で正確に記載することが重要である。</p>	<p>建物現物の現況を調査したうえで、都市公園台帳に記載する建築面積と総括台帳に記載する延床面積を記載した建築物棟別一覧表を作成し、建物現物と整合するよう都市公園台帳の修正及び財政局への異動報告書の提出を行った。</p> <p>また、動物公園年報に記載している構造物（管理施設及び飼育施設）についても、都市公園台帳と整合するよう見直しを行った。</p> <p>なお、都市公園台帳は建ぺい率確認・管理のため建築面積を記載し、動物公園年報は登記するための面積となる延床面積を記載しているが、各々の記帳単位に用いる数値で正確に記載し、今後異動が生じた場合にも適切に修正することとする。</p> <p><b>【都市公園台帳修正日】</b> 平成 29 年 1 月 13 日</p>